

令和6年広審第22号

裁 決  
旅客船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 四級海技士（航海）  
補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年3月26日13時05分

広島県厳島港

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 268トン

全 長 38.15メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 736キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、広島県廿日市市所在の宮島口大栈橋と厳島港のＪＲ宮島栈橋（以下「宮島栈橋」という。）との間に就航している旅客定員が460人の、船首尾（以下、宮島口大栈橋に向かう際の進行方向の船体先端を「船首」、宮島栈橋に向かう際の進行方向の船体先端を「船尾」とそれぞれいう。）にそれぞれ可変ピッチプロペラ（以下「ＣＰＰ」という。）と舵を備えた両頭型の鋼製旅客船兼自動車渡船で、車両甲板の船首尾にランプドアを装備し、航海甲板の船首尾にはそれぞれ独立した操舵室が設けられていて通路で結ばれていた。

船尾の操舵室（以下「船尾側操舵室」という。）は、前部中央に舵輪、その右舷側にＣＰＰ遠隔操縦装置、左舷側にＧＰＳ及びレーダーをそれぞれ備え、舵輪後方に操縦席を設けていた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか1人が乗り組み、作業員2人を乗せ、海上試運転の目的で、船首尾2.64メートルの等喫水をもって、令和6年3月26日12時35分宮島栈橋を発し、厳島港北方沖合に向かった。

ところで、a受審人は、同日12時10分宮島栈橋出港前にＣＰＰ遠隔操縦装置の警報が発せられたことから、旅客を僚船に移乗させ、Aを終日運休にして、厳島港北方沖合でＣＰＰの作動テストを行うこととした。

また、a受審人は、Aほか僚船2隻の船長として約17年間の経験を有し、厳島港南西部には、南北約350メートル東西約850メートルの範囲に0メートル以浅の浅所（以下「厳島浅

所」という。)が存在していることを承知していた。

a 受審人は、船尾側操舵室で、操縦席に座って操船に当たり、機関長を自身の右舷側後方に、作業員 1 人をレーダーの後方に、作業員 1 人を右舷側にそれぞれ配置し、レーダー及びGPSをそれぞれ作動させ、12時37分頃前示沖合に到着した後、CPPの作動テストを行い、正常に作動して警報も発せられなかったことから、同テストを終えて宮島栈橋に着栈するため、12時50分頃同栈橋に向かった。

a 受審人は、宮島栈橋の南南西方沖合に到着し、同栈橋に着栈操船中の僚船を認め、同船の離栈待ちのため、12時55分亀石灯標から073度（真方位、以下同じ。）1.26海里の地点で、船首を北北東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、折からの風潮流によって213度の方向に0.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら、僚船の離栈状況の観察を始めた。

a 受審人は、13時00分僅か前亀石灯標から075度1.22海里の地点に至り、船首が030度を向いていたとき、厳島浅所まで正船尾110メートルとなり、その後同浅所に向かって圧流される状況であったが、僚船の離栈状況を観察することに気をとられ、レーダーで厳島浅所との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a 受審人は、厳島浅所に向かって圧流されながら漂泊を続け、13時05分少し前右舷方の陸岸を見て同浅所への接近に気付き、機関を前進にかけたものの、効なく、13時05分亀石灯標から077度1.18海里の地点において、Aは、船首が030度を向いたまま、厳島浅所に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力 5 の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、廿日市市には強風注意報が発表され、乗揚地点付近には南南西方に向かう弱い潮流があった。

乗揚の結果、船底外板に修理を要しない擦過傷を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、厳島港において、僚船の離棧待ちのため漂泊する際、船位の確認が不十分で、厳島浅所に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、厳島港において、僚船の離棧待ちのため漂泊する場合、厳島浅所に乗り揚げることのないよう、レーダーで同浅所との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、僚船の離棧状況を観察することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、厳島浅所に向かって圧流されている状況に気付かないまま漂泊を続け、同浅所に乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 月 8 日

広島地方海難審判所

審判官 井 手 則 義